



検出した遺構は、古代の溝跡五条ですべてが重複関係を有しており、木簡は最も古い溝跡から出土している。遺物は、須恵器杯、高台付杯、甕、赤焼き土器杯、灰釉陶器皿、瓦、土錘、木製品、鉄製品、砥石などがある。墨書土器は二三点を数え、その中には須恵器甕の体部に「郡進」と墨書されたものなどがある。木製品には、木簡の他に盤、曲物の蓋板と底板、弓などがある。

調査区に隣接する地区からは、平安時代前半～後半にわたる掘立柱建物跡、堅穴住居跡、井戸跡などの住居施設や、水田跡や溝跡などの生産遺構が発見されている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「禁杖八十。」
(穿孔)

(111)×27×3 019

9 関係文献

多賀城市教育委員会『市川橋遺跡調査報告書―昭和五八年度発掘調査報告書―』(一九八四年)

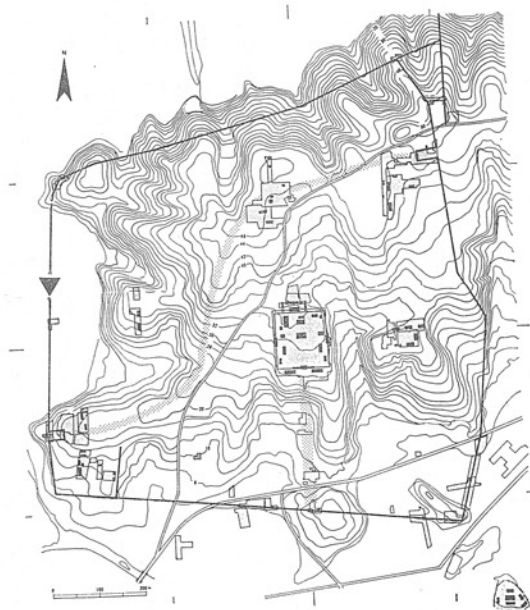
(高倉敏明)

宮城・多賀城跡

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川・浮島
- 2 調査期間 一九八四年(昭59)九月～十二月
- 3 発掘機関 宮城県多賀城跡調査研究所
- 4 調査担当者 高野芳宏ほか
- 5 遺跡の種類 国府跡
- 6 遺跡の時代 奈良時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

多賀城は、奈良・平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府も併置されていた。外郭は一辺六七〇～一〇〇〇mほどの不整形をなし、そのほぼ中央に東西一〇三m、南北一一六mの政庁跡がある。調査の結果、政庁跡には大別して第Ⅰ～Ⅳ期の変遷が把握される。各期の年代は、第Ⅰ期が多賀城創建の八世紀前半～八世紀中頃、第Ⅱ期が八世紀中頃～七八〇年の伊治公弼麻呂の乱による焼失まで、第Ⅲ期がその復興～八六九年の貞観の大地震による被災まで、第Ⅳ期がその修復～政庁の終末である一〇世紀中頃までとなる。

今回木簡が出土したのは、外郭西辺低湿地の区画施設の構造とその変遷を把握することを目的として実施した第四七次調査である。外郭西辺では、今次調査区の南方約一〇〇mの地点を対象とした一



第47次調査木簡出土地点

九七〇年度の第一〇次調査で材木列が検出され、これまでこれを外郭を区画する築地塀の基礎地業の土留め施設と理解してきた。ところが、今次調査でこれと一連と見られる材木列が検出され、この材木列自体が地上に立ち上がる材木塀の跡であることが判明した。

今次調査での発見遺構には材木塀跡三・溝跡一〇・土壇跡二・杭列跡三など、出土遺物には少量の土師器・須恵器・瓦・木簡・木製品などがある。材木塀は九世紀に構築され、九世紀末ないし一〇世紀

紀前半までに二回建て替えられた後、一〇世紀前半ないし一〇世紀中頃に廃絶したと考えられる。材木塀の東西両側で、九世紀に掘られ一〇世紀前半以前に埋まりきった材木塀に伴う南北の大溝が検出されたが、木簡はそれから出土した。なお、今次調査では、政庁第一期・第二期にあたる八世紀代の区画施設跡は発見されていない。

8 木簡の积文・内容

木簡は、材木塀の西側の大溝から八点、東側の大溝から一点の計九点出土している。木簡は、出土した溝の年代より、いずれもほぼ九世紀頃のものと思われる。

西側の大溝

- (1) (刻線) 十月 (刻線) 服部意美麻呂 (刻線) 139×32×13 032
- (2) (刻線) 下旬一人番長火 (刻線) 140×35×15 032
- (刻線) 物部人番長旅 (刻線) 事百五十 (刻線) 139×32×13 032

西側の大溝から出土した木簡のうち、(1)～(4)の四点は一括して出土し、(5)～(8)の四点もこれらの南側に近接した地点で出土している。

(1)～(4)は、いずれも短冊形の材の一端に両側から切り込みを入れた同一の材質のもので、法量もほぼ一致している。この現形は、(1)・(2)で文字が切られていることから、当初の木簡に二次的な加工を施して形成したものであることが知られる。記載内容などから見て墨書はすべて一連のものであり、加工後に文字は書かれていない。

いずれも両面もしくは片面に刻界線が引かれており、それを基準に月や人名などが記されている。(1)・(2)の界線は、その間隔など位置関係の一致から、本来は同一の木簡であったものと思われる。また、

(3)には「一人番長火長」という(2)と同一語句が見られ、やはり界線を有することから、同一もしくは一連の木簡から加工されたものと思われる。二次的な加工を受ける以前の木簡は、(1)～(3)の記載内容などを総合して考えると、界線があること、「十月」・「上^旬」・「下

旬」などの語が書き始めにあること、「番長」・「火長」・「旅^人」・「帥」

などの語句が見られることから、本来は大きな板状の木簡で、軍団兵士の一定期間の交替勤務の様子をまとめた「兵士番上簿」とでも呼ぶべき帳簿であったものとおもわれる。(4)も、界線や人名があることから、同一もしくは一連の木簡であったものと思われる。

(5)・(6)・(7)は、法量は異なるが、(1)～(4)と同様の形態をとっている。これらも形態や材質が同じで刻界線があることから、(1)～(4)と

一連の木簡であったものを二次的に加工したものである可能性が考えられる。(8)は(1)～(7)とは形態や材質を異にするもので、上端が折損しており左右側面も割れ面をなしている。

東側の大溝から出土した(9)は、細長い短冊形で、ほぼ完形である。文字は表側に二行、裏側に三行認められる。表側は、安積団の解文として使われた後に二度にわたる習書がなされている。解文の部分は難解であるが、「安積団解し^{申す}□番□事。番を畢り、玉前の刻を度えて本土に還る。安積団会津郡の番。度えて還る。」と読め、会津郡兵士の本土への帰還の許可を求めたものと考えられる。「玉前刻」の存在は、これまでの文献には記されておらず、本木簡によって初めて知られた。裏側の記載には「二人」の語があり、帰還する兵士の数的な内訳が記されていたものと考えられる。

異筆1は、物品名とその数量を二行に記した習書である。異筆2は仏教に関する語の習書で、最後に余白を利用して書かれている。

9 関係文献

宮城県多賀城跡調査研究所『宮城県多賀城跡調査研究所年報一九八四』(一九八五年)

(高野芳宏・佐藤和彦)